

平成 30 年  
第 10 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 10 月 29 日（月） 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員（ 19 人）

会長 1 番 寶代 行廣

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 4 番 下之門 信洋 5 番 宮原 耕一

7 番 田中 司 6 番 東 鈴子 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 14 番 松永 正美

15 番 東垂水 勝秀 16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴大

4. 欠席委員（ 1 人）

13 番 徳永 映子

5. 議 題

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 62 号 農地所有適格法人の承認について

○ 日程第 6 議案第 63 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 7 議案第 64 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 8 議案第 65 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見  
聴取決定について

○ 日程第 9 議案第 66 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利  
用集積計画に対する意見決定について

○ 日程第 10 議案第 67 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関  
する法律による入会林野整備計画に対する意見決  
定について

○ 日程第 11 その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 中村 信介 松元 久美

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成 橋村 将平

## 7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。徳永 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。これより平成 30 年第 10 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 80 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により 16 番 永山 委員、17 番 柿山 委員を指名し、会議書記に加治佐

農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2会期決定の件を議題に供します。  
お諮りします。本会議の会期は、本日10月29日の1日間としたいと思いますが、  
ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画並びに、議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3ページからになります。今回、農用地利用集積計画の合意解約による通知事案ですが、18件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇ほかの申し入れです。解約の主導は、貸し人主導によるものが4件、借り人主導によるものが12件、中間管理事業への載せ替えが2件となっております。地目ごとの内訳は、田が5筆 2,854㎡、畑が24筆 45,054㎡となります。地域別では、潁娃4件、知覧6件、川辺8件となっております。

続きまして、農地法第18条第6項による通知事案は1件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が鹿児島市の〇〇〇〇さん、賃借人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんの申し入れです。解約の主導は、貸人主導によるものが1件となっております。地目の内訳は、畑が2筆の1,134㎡で、川辺1件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は9ページからになります。今回認定されたのは4件です。再認定が5

件・内容変更が 2 件あります。まず最初に、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、妻と子供 3 人で茶園 3.1ha の経営を行っていましたが、新たな大型機械の導入に伴い、規模拡大、優良品種への転換を図り経営の安定と省力化を図りたい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋及び経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望しております。

次に、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、妻と 2 人で茶園 4.2ha と焼酎用甘藷 70a 人参 20a の経営を行っていましたが、優良品種への転換や農地の連担化を図り経営の安定と省力化を図りたい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋及び経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用による機械、農地の購入を希望しております。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。昭和 26 年に祖父が製茶工場を起業して買葉主体だったのを昭和 30 年代後半より、120K ラインの荒茶製造を行ってきました。今後コスト削減をしながらも厳選した肥培管理を行い良品質の茶の生産を行い経営の安定と省力化を図りたい考えです。経営改善目標を達成するために、経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望しております。

最後に知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで自社経営茶園と、系列農家 17 戸により茶園面積 4,521a を製茶施設 120K5-3-3 ラインと、180K4-2-3 ライン、FTD-1 碾茶ラインを用いて荒茶の製造を行っています。今後離農者等の農地を借り受けて生産から加工まで一貫した経営を行い品質向上を図り生産性を高め安定経営を目指します。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金等の活用による計画的な農業機械の更新を目指しています。

尚、再認定等については、お目通しください。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第 5 議案第 62 号農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。15 分です。今回は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、キャベツ・甘

諸など農産物の生産・加工及び販売等で、会社設立は平成 30 年 9 月、構成員は 4 人となっています。資本金の額は 300 万円で、経営面積が 98,917 m<sup>2</sup>になります。農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の 4 つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、株式会社です。「構成員要件」については出資者 2 人で、常時従事する農業関係者が総議決権の 2 分の 1 を超えております。「事業要件」については、農業の経営及び農産物の生産・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましてはシキミ、榊、ヒサカキ等の花木の製造及加工、販売です会社設立は平成 28 年 1 月、構成員は 2 人となっています。資本金の額は 200 万円で、経営面積が 22,368 m<sup>2</sup>になります。「法人形態要件」については、株式会社です。「構成員要件」については出資者 1 人で、常時従事する農業関係者が総議決権の 2 分の 1 を超えております。「事業要件」については、農業の経営及び農産物の生産・加工・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第 62 号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって議案第 62 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第 6 議案第 63 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。25 号からになります。今回の申請は、所有権移転 8 件になります。所有権移転について、譲渡人は瀬娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は瀬娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。内訳は、田が 1 筆で 1,460 m<sup>2</sup>、

畑が9筆で5,608㎡、合計10筆7,068㎡となっています。理由は、1番・7番が知人から、4番が親戚から受贈、2番・3番・6番が規模拡大、5番・8番が相手方の要望となっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、田が13,699円、畑が301,205円から614,430円で売買される予定です。地域別では、瀬戸5件、川辺3件でございます。また、法第3条第2項各号の判断については、26～29㉔の調査書、30㉔～31㉔の営農計画書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。  
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第63号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第63号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第7議案第64号 農地法第4条許可申請に対する許可決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。まず、永山委員お願いします。

永山委員 4条について報告いたします。33㉔、審議番号1番です。申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇畑の699㎡の内、431㎡です。申請人は農産物加工販売を営んでおり、自己所有地の一部に作業車両及び農業資材の倉庫を新築しようとするものです。なお、倉庫は平成27年に建築されています。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の34～36㉔の地図をご覧ください。申請地の東側と北側と西側は宅地に、南側は道に接しています。現状はすでに倉庫が建築され始末書も添付されており、土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け道路側溝に放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影

響を及ぼす恐れはありません。このことから、倉庫への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長           ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長       4条の補足説明いたします。審議番号1番です立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、倉庫への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長           只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委 員           「なし」の声あり

議 長           質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第64号 農地法第4条申請に対する許可決定に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員           「異議なし」の声あり

議 長           ご異議なしと認めます。  
よって議案第64号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長           次に、日程第8議案第65号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員の所有権移転5件の報告をお願いします。まず①②番について永山委員をお願いします。

永山委員       38頁、審議番号1番です。譲受人が、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、潁娃町〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇、畑の489㎡です。申請人は製茶業を営んでおり、農作業の効率化を図るため、茶工場及び自宅に近い申請地を譲り受けて、屋根付農業資材置場を新築しようとするものです。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の40・41頁の地図をご覧ください。申請地の北側と南側は畑に、東側と西側は宅地に接して

います。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、資材置場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

38 ㊦、審議番号 2 番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、長崎県大村市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の 268 m<sup>2</sup>です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 42・43 ㊦の地図をご覧ください。申請地の北側は道路に、西側と南側と東側は畑に接しています。現状のままで利用し、周囲はよう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。

議 長 次に宮原 耕一 委員お願いします。

宮原耕一委員 38 ㊦、審議番号 3 番です。譲受人が、三重県四日市市の〇〇〇〇です。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇他 2 筆、畑の 2,396 m<sup>2</sup>です。申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇〇〇の東側付近に位置します。詳細は、議案資料の 44～46 ㊦の地図をご覧ください。申請地の西側は太陽光発電の計画地に、北側と東側と南側は山林に接しています。最高 4m の盛土と最高 2m の切土を行うがのり面保護を行い、防護柵を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は調整池を設け水路へ放流し、日照・通風等については施設高 1.8m 程度とするので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、太陽光設置への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、39 ㊦、審議番号 4 番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇畑の 648 m<sup>2</sup>です。申請人は畜産業を営んでおり、農業用機械等の倉庫が足りなくなってきたことから、隣接地である申請地を譲り受けて、倉庫を建築しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇 km の〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の 47・48 ㊦の地図をご覧ください。申請地の南側は宅地に、西側と北側と東側は畑に接しています。現状のままで利用するので土砂等が流出する恐れはなく、雨水は自然流下し、日照通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、倉庫への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

た。

次に、審議番号5番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、大阪府松原市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の159㎡です。申請人は隣接地住宅管理を任されており、将来贈与にて譲り受ける予定で、今回申請地を譲り受けようとするものです。なお、申請地は隣接地住宅建築の際に庭になっています。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の49・50ページの地図をご覧ください。申請地の北側は宅地に、西側は畑に、東側は雑種地に、南側は道路に接しています。現状はすでに一般住宅庭であり始末書も添付されており、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は自然流下し、日照通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅庭への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。38ページ、審議番号1番3番と39ページ、4番です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、それぞれへの転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、38ページ、審議番号2番です。立地基準ですが、上水道及び下水道が埋設された幅員4m以上の市道に面しており、かつ概ね500m以内に教育施設〇〇〇〇と医療機関〇〇〇〇があるため、「第3種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、39ページ、5番です。立地基準ですが、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、「第3種農地」の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も可能であると思われることから、一般住宅（庭）への転用はやむを得ないと判断するところです。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第65号 農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第65号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第9議案第66号 農業経営基盤強化促進法第18第1項及び20条2の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。66条からになります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん他4件であります。理由は規模拡大によるものが5件となっております。地目の内訳は畑が9筆の19,013㎡であります。申請農地の取引価格については、10a当り、442,087円～550,000円で売買される予定です。地域別では、潁娃3件、知覧2件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。54条からになります。利用権を設定する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、枕崎市の〇〇〇〇さんほか46件になります。設定面積は、田が16筆で10,462㎡、畑が84筆で125,753㎡の合計100筆の136,215㎡になります。地域別では、潁娃が12件、知覧が23件、川辺が11件、合計46件となっております。

次に「貸借利用権の転貸」の設定であります。65条からになります。利用権を設定する者は、〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。設定面積は、田が5筆の2,083㎡、になります。地域別では、川辺地域1件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります。67条からになります。利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、〇〇〇〇他34件になります。設定面積は、田が21筆の12,999㎡、畑が63筆の83,309㎡で合計84筆、96,308㎡になります。地域別では、潁娃7件、知覧19件、川辺9件、合計35件とな

っております。以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号2番については梶山委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。  
議案第66号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件、賃貸借利用権設定の番号2を除く46件、貸借利用権の転貸の全案件並びに使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって議案第66号の案件の内、所有権移転の全案件、賃貸借利用権設定の番号2を除く46件、貸借利用権の転貸の全案件並びに使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第66号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。梶山委員、の退席を求めます。

(梶山委員、退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。  
議案第66号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号2番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ござい

ませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 66 号の内、賃貸借利用権設定の番号 2 番の議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係 委員の入室を許可いたします。  
(梶山 委員, 入室)

議 長 関係委員に報告いたします。議案第 66 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 67 号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 議案第 67 号について提案説明を行う。議案第 67 号について説明いたします。資料は、77 頁からになります。併せまして、〇〇入会林野整備組合から提出された入会林野整備計画書を呈示してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。この法律は、入会権を消滅させ、所有権に置き換えることで土地の所有者を明確にし、売買等を可能にし、積極的に土地を利用させることにより、農林業を発展させることを目的に始められたものです。あくまでも、農林業振興のための事業でありますので、新しく所有権を有する方が農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないか判断する必要がありますが、従来の農地法第 3 条で、農地を農地として取得する場合と同じ手続きが必要となります。これらを踏まえまして、〇〇入会林野整備組合 組合長〇〇〇〇さんから提出された整備計画の審査をお願いしたいところです。この組合は全体計画で、関係者数 39 名、筆数 156 筆の 345,786.34 m<sup>2</sup>で、うち農地に関する部分が、関係者数 20 名、筆数 77 筆の 38,628 m<sup>2</sup>(田 13 筆 6,560 m<sup>2</sup>, 畑 29 筆 11,945 m<sup>2</sup>, 樹園地 35 筆 20,123 m<sup>2</sup>)であります。この事業が推進されますと、現所有者の名義となり、農地の流動化の妨げとなっている他人名義の農地がいくらかでも解消され、所有権移転や貸借権設定等による利用集積が進むものと期待しています。  
以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今事務局から説明のありました案件について審議お願いしますがその前に、計画書の閲覧のために 10 分間休憩いたします。

議 長 着席してください。審議を再開いたします、事務局から説明のありました案件について審議をお願いしますが、下之門委員が、議事参与の制限に該当しますので、下之門委員の退室を求めます。

(下之門委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第 67 号入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については、適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第 67 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。  
下之門 委員の入室を許可いたします。

(下之門委員 入室)

議 長 下之門委員に報告いたします。議案第 67 号入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については申請通り適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

今市委員 太陽光発電についてお尋ねします。最近私の地域の近隣ゴルフの近くに太陽光発電が出来たのですが、多分地目は山林だと思うのですが、山林の場合転用などの許可は不要なのでしょうか。

事務局長 農業委員会が所管するのは農地のみですから農業委員会の許可は不要ですが、山林であれば面積に応じて、伐採届、開発許可などの森林法の適用を受けます。

議 長 他に有りませんか。

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

農政係長 農地の「貸したい」「借りたい」のアンケート調査の進捗についてと農業者年金の加入推進強化月間について。

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 30 年第 10 回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 3 時 20 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 16 番 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 17 番 \_\_\_\_\_

農政係長： 引き続き農地利用集積に関する協議及び農業者年金等に係る班会を開催いたします。

## 班 会

① 各班で、今後の「貸したい」「借りたい」のアンケート調査進捗の状況と今後の進め方について協議。

② 各班で年金加入推進について協議

---